市民安全

内 容

- ○市民生活
- ○避難者支援
- ○市民の集会施設
- ○住民窓口
- ○国民健康保険
- ○後期高齢者医療制度
- ○国民年金
- ○移住・定住
- ○国内・国際交流

市民安全

○市民生活

1 消費者行政

(1)福島市民の消費生活を守る条例

本市は、昭和 43 年 5 月の消費者保護基本法の施行と同時に消費者啓発を主眼とした消費者保護行政を 推進してきた。

しかし、昭和 48 年の石油ショック以降、資源やエネルギーの制約が社会的に問題になるなど、安定成長期をむかえた経済とともに市民生活にも環境の変化による新しい消費生活問題が生まれてきた。このため、昭和 50 年に消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上を確保するために「福島市民のくらしを守る条例」を制定した。

その後、消費者を取り巻く経済社会情勢は大きく変化している。国においては、平成 16 年 6 月に消費者基本法を制定し、消費者の権利の尊重と自立支援を打ち出したほか、平成 21 年 9 月には消費者庁を発足させ、消費者行政の一元化を図っている。

本市においても、市民が安全で安心できる消費生活の確保及び、環境の保全に配慮した循環型消費生活の形成に寄与することを目的とする「福島市民の消費生活を守る条例」を平成 18 年 3 月に制定し、さらに平成 28 年 4 月には「福島市消費生活センター条例」を制定し、これらの新しい時代に消費者行政を積極的に推進することとした。

①「福島市民の消費生活を守る対策会議」の設置

専門性の高い事項や公正な執行が望まれる事項等につき広く各界の意見を聴くために、市長の諮問機関として設置する。

また、その内部に苦情処理部会、その他の部会を設け、機動的な運営体制に整備し、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

組織 学識経験者、消費者・事業者代表等から市長が委嘱 12 人以内

職務内容 市長の諮問に応じ、調査、審議する。

- (ア)消費者施策に関する基本的事項
- (イ)消費生活基本計画の策定に関する事項
- (ウ)消費者苦情のあっせん又は調停に関する事項
- (エ)訴訟費用の貸付に関する事項
- (オ)表示の適正化、包装の適正化の基準に関する事項
- (カ)その他消費者施策について市長が必要と認める事項
- ②消費者訴訟の援助

消費者が事業者を相手に行う訴訟に関し、その費用の貸付け等必要な援助をする。

- (2)危害防止策の推進
- ①商品等の安全対策の推進

危害に関する調査と情報の提供をする。

- (3)表示包装の適正化推進
- ①包装の適正化推進

適正な商品選択や、省資源・省エネルギーの観点から簡易包装を推進する。

- (4) 啓発活動及び教育の推進
- ①消費者学習機会の提供
 - (ア)市民のくらしの講座

一般市民を対象として、「自立した消費者」養成に努める。

(イ)消費生活学習会

消費者意識及び市民意識啓発のため消費生活学習車を運行する。

(ウ)消費生活出前講座

地域へ出向いて講話やDVDによる学習支援を行う。

②消費者情報の提供

- (ア)SNS・ラジオスポットによる情報の提供
- (イ)広報紙等による消費生活情報の提供
- ③市民のくらし展開催(隔年)
- ④高齢者の消費者教育
- ⑤若年者の消費者教育
- ⑥消費者団体の支援
- (5)消費者苦情の処理及び被害の救済

消費者問題について、適切かつ円滑に処理するため、消費生活相談員を配置し、苦情の処理及び相談にあたる。

①消費者苦情・相談受付(福島市消費生活センター内)

相談員 4人

相談専用電話 522-5999

多重債務専用「多重債務 110 番」 522-7867

②PIO-NET の運用 平成16年4月1日

〈相談内容別〉 (件)

\怕談內谷別/					(作)
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安全・衛生	30	27	34	23	29
品質・機能・役務品質	92	106	114	119	125
法規・基準	31	38	22	18	25
価格・料金	116	101	99	56	109
計量・量目	2	3	5	2	4
表示・広告	124	77	54	48	61
販売方法	550	588	617	603	755
契約・解約	1,040	819	853	1,044	1,030
接客対応	130	124	109	81	113
包装・容器	0	0	0	1	1
施設・設備	1	0	1	1	1
買物相談	36	51	41	34	26
生活知識	21	37	3	6	2
その他	11	10	8	4	4
合計	2, 184	1,981	1,960	2,040	2,285

- (注)分類は国民生活センターPIO-NET 分類マニュアルによる。集計は重複項目あり。
- (6)高齢者のなりすまし詐欺や悪質な電話勧誘による消費者被害の未然防止 悪質電話撃退装置等購入費補助事業の実施
- (7)地域における消費者啓発の推進

消費者啓発ボランティア事業の実施

(8)関係機関との連携の強化

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、消費者安全法の規定に基づき、令和3年8月に「福島市消費者の安全を守る地域協議会」を設置。

2 市民相談

市政に関することや生活上での困りごと等について相談に応じるほか、専門相談員による登記・法律等の相談 にも応じている。(無料)

(1)市政相談 市政に関する相談 毎日(土・日・祝日・年末年始をのぞく)

(2)一般相談 各種の困りごとや悩みごとの相談 毎日(土・日・祝日・年末年始をのぞく)

(3)市民法律相談 弁護士による相談 月4回…要予約(毎月第1・2・3・4金曜日)

(4)登記相談司法書士による相談月2回 (毎月第1・3水曜日)(5)土地家屋相談土地家屋調査士による相談月2回 (毎月第1・3水曜日)(6)行政相談行政相談委員による相談月2回 (毎月第1・3木曜日)

〈相談件数〉 (件)

(11.14)						(117)
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市政	攻相談	46	27	16	7	6
一 舟	投相談	383	284	257	469	347
に専	市民法律	374	411	435	424	441
一よ門	登記	22	40	54	99	110
る相	土地家屋	4	1	-	9	15
る相談員	行政	0	0	0	0	1
	小計	400	452	489	532	567
合語	H	829	763	762	1,008	920

※令和4年度の土地家屋相談については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

3 交通安全

(1)道路交通環境

モータリーゼーションの進展や、活発な産業活動により、安全かつ快適な道路環境の整備を基本として、 総合的な道路体系の確立と整備を進めている。

本市においては、東北自動車道、東北中央自動車道、国道及び主要地方道が道路網の骨格となっており、 市内を国道4号、13号は南北に、また、国道114号、115号、399号は東西に通過している。

国道 13 号、115 号は市の中心部と接続しており、東北自動車道の福島飯坂インターが国道 13 号に、福島西インターが国道 115 号に連絡しているため、市内を通る、いわゆる外来通過車両が年々増加の傾向にあることから、現在、国道 13 号福島西道路の南伸等環状道路の整備を進めている。

また、東北中央自動車道のうち相馬福島道路約 45km が令和3年4月24日に全線開通となった。

(2)交通事故発生状況(各年1月1日~12月31日)

(件、人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	560	530	460	431	399
死者	8	3	8	7	4
傷者	623	590	520	494	465

(3)交诵安全関係機関

①福島市交通安全対策会議

福島市の交通安全計画を策定するため、交通安全対策基本法に基づき設置する。

設置年月日 昭和46年4月1日

組織 会長は市長 委員12人

幹事 14 人

※委員は警察署、交通行政関係機関の長により構成

事業内容

- (ア)福島市交通安全計画の作成並びに事業推進
- (イ)陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画審議並びに施策推進

②福島市交通対策協議会

市内の交通の円滑化及び能率化並びに交通事故防止に対する総合的な対策を推進し、市民の福祉の向上を図ることを目的として設置する。

設置年月日 昭和45年4月3日

組織 会長は福島市長、副会長5人、監事2人、委員89人、幹事13人、事務局8人

支部 26 支部 (中央6 支部ほか支所等単位に20 支部)

事業内容

(ア)交通の円滑化を図るための合理化対策

- (イ)交通安全に関する啓発及び交通安全教育の普及徹底
- (ウ)交通安全施設及び交通環境の整備
- (エ)交通事故の実態の検討及び事故防止の諸対策
- (オ)交通遺児激励金の支給
- (カ)その他目的達成に必要と認める事項

(4)交通安全対策事業

①交通安全功労者等表彰

永年、交通安全活動に尽力された方を表彰する。

②交通安全運動

市民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの普及啓発に努めるため、交通安全関係機関・団体と相互連携を図り、市内全域、同一スローガンを基に市民総ぐるみ運動を推進する。

〈令和6年度実施状況〉

運動の名称	運動時間	スローガン	運動の重点等
春の全国交通安	4月6日	「挙げる手を	1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全
全運動	~15 日の	やさしく見守る	な横断方法の実践
	10 日間	横断歩道」	2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運
			転の励行
			3.自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用
			と交通ルールの遵守
夏の交通事故防	7月16日	「見た目より	1. こどもと高齢者の交通事故防止
止市民総ぐるみ	~7 月 25	いのちを優先	2. 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入
運動	日の10日	ヘルメット」	の促進
	間		3. 飲酒運転の根絶
			4. 悪質・危険な運転の根絶と横断歩行者の保護
			5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正し
			い着用の徹底
			6.踏切における交通事故防止
秋の全国交通安	9月21日	「反射材 光っ	1. 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等に
全運動	~9 月 30	て気づいて事	よる歩行者の交通事故防止
	日の10日	故防止」	2. 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビーム活用促
	間		進と飲酒運転等の根絶
			3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット
			着用と交通ルール遵守の徹底
年末年始の交通	12 月 10	「いけるかな?	1. 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
事故防止市民総	日~1月7	まずは止まって	2. 飲酒運転の根絶
ぐるみ運動	日の29日	みぎ、ひだり」	3. 高齢運転者対策の推進
	間		4. 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
			5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正し
			い着用の徹底

③福島市交通安全市民大会

交通安全意識の高揚を図り市民総参加による交通安全運動を展開する。

- (ア) 交通安全功労者等の表彰
- (イ) 交通安全宣言

- ④福島市シルバー交通安全推進員制度
- ⑤福島市幼児交通安全クラブ

幼児と保護者を対象に、交通ルールを学習するクラブを組織する。

⑥交通安全教室

保育所(園)、幼稚園、小学生、中学校の幼児・児童・生徒等や、高齢者を対象に、交通安全教室(視聴 覚教材による講話、ミニ信号機等による実地訓練指導、自転車の安全利用指導等)を実施する。

<交通遺児激励金支給状況>

令和3年度

令和4年度

令和5年度

4

令和2年度

3

⑦交通遺児激励金制度

設置年月日 昭和46年4月1日

± 1 →

(人) 令和6年度

2

対象 義務教育課程にある交通遺児

支給月 5月

支給金額 1人年15,000円

⑧通学路標識整備事業

児童の交通安全確保のため、通学路標識を整備する。

(5)交通教育専門員設置事業

設置年月日 昭和61年4月1日

(昭和42年4月1日~昭和61年3月31日までは交通指導員として設置)

任命権者 市長

任期 3年(令和7年4月1日~令和10年3月31日) 人員・身分 29人 非常勤特別職(令和7年4月1日現在)

勤務内容

- ①交通安全教育活動
- ②街頭指導及び広報活動
- ③交通安全関係ボランティア団体の育成、指導
- ④その他市長が必要と認める交通安全活動

○避難者支援

1 行政相談窓口の開設

(1)概要

多くの市民が避難している山形市と米沢市において相談窓口を開設し、各種行政事務等に関する相談や、 本市の放射線量や除染の進捗状況等の情報を提供している。

※令和2年度末をもって山形市と米沢市における相談窓口は終了し、令和3年度からは電話での相談窓口とした。

(2)自主避難者行政相談窓口相談件数集計(平成23年度~令和6年度まで)

(人、件、日)

(4)日上巡探日门欧门欧公司门欧门										111 11/
年度	相談者数	健康医療	放射線	除染	就学教育	損害賠償	その他	計	申請件数	開催日数
23 年度計	41	38	4	11	12	11	27	103	5	7
24 年度計	596	567	29	130	39	12	183	960	2, 338	161
25 年度計	333	327	4	17	9	7	127	491	1,921	102
26 年度計	225	190	1	4	9	0	83	287	1,085	101
27 年度計	155	104	4	9	9	1	72	199	626	83
28 年度計	66	68	0	0	0	0	15	83	699	48
29 年度計	49	48	0	0	1	0	4	53	300	30
30 年度計	32	32	0	1	1	0	4	38	202	24
元年度計	22	22	0	0	0	0	0	22	127	24
2年度計	14	15	0	0	1	0	0	16	72	16
3年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	65	-
4年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	75	-
5年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	59	-
6年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	33	-
合計	1,533	1,411	42	172	81	31	515	2, 252	7,607	596

2 笑顔つなぐまち交流事業

(1)趣旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、他市町村から避難を余儀なくされ、本市へ長期に避難している方が、心身ともに健康な状態で居住地に戻れるように、避難先の周辺住民等と融和を図るための交流事業を行うことを目的としている。

(2)補助対象事業

本市に設置されている復興公営住宅等へ入居している長期避難者と市民が交流することを目的として行うイベント等で次のいずれかに該当する事業を補助の対象としている。

- ①健康や環境美化などの交流活動に伴う事業
- ②生活や食などに係る地域文化の交流活動に伴う事業
- ③子どもの交流活動に伴う事業

○住民窓口

1 各種届出件数

(1)戸籍届書受理件数

届書類 年度	出生	死亡	婚姻	離婚	養子縁組	養子離縁	転籍	分籍	入籍
R 4	2, 135	4,426	2, 240	569	163	52	1,188	34	427
5	1,954	4,418	2, 133	559	188	53	1,230	43	435
6	1,815	4,398	2, 185	562	190	70	972	56	444

届書類 年度	名変更	氏変更	認知	帰化	国籍喪失	その他	計	死産届
R 4	12	19	32	5	17	535	11,854	28
5	5	15	31	6	7	466	11,543	33
6	7	28	33	4	3	582	11,349	27

(2)住民基本台帳関係届出書受理件数

年度 区分	転入	転出	転居	世帯変更	
R 4	6,742	7, 223	6,207	887	
5	6,408	6,959	5,674	779	
6	6,280	6,671	5,826	692	

(3)人口異動状況(人口)

区分	転入	転居	転出	出生	死 亡	年間	増減
年度	中ム人	半ム/占	华ム山	山土	76.	世帯	人口
R 4	8,637	10, 191	8,918	1,545	3,798	480	$\triangle 2,435$
5	8, 196	9, 244	8,869	1,417	3,781	△109	△3, 243
6	7,831	9, 485	8,621	1,301	3,825	△19	△3, 251

(4) 謄抄本・証明等取扱件数

(=) (144) 1 HE 14 4 10 (4) (1) 20 (
種別	戸第	籍等謄抄本・証	明	住民票写し・閲覧・証明				
年度	謄本	抄本	証明	写	閲覧	証明		
R 4	89,614	9,450	782	130, 236	7, 183	2,536		
5	128, 799	12,056	641	130, 268	3,539	2, 327		
6	108,667	8, 225	694	120, 939	9,079	2, 133		

年	種別	戸籍の附票の写	個人番号カード	印鑑証明 印鑑登録	臨時運行	その他の証明
	R 4	12,980	66,831	80, 104	2,590	3, 238
	5	14, 423	32,610	79,642	2,436	3,033
	6	13, 314	23,069	76,378	2, 200	3, 100

○国民健康保険

1 被保険者

(1)国保加入状況(年度平均 3~2月ベース)

区分	総数			国保	加	世帯当たり	
年度	世帯	人口	世帯	被保険者	世帯	被保険者	被保険者数
R 4	124, 721	271, 345	33,933	50, 841	27.20	18.73	1.49
5	124, 939	268, 613	32,858	48,610	26.29	18.09	1.47
6	124, 851	265, 377	31,941	46,616	25.58	17.57	1.46

(2)被保険者事由別異動状況(年度計 3~2月ベース)

①資格取得

区分 年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
R 4	1,423	7,823	70	108	9	517	9,950
5	1,368	8, 152	83	85	4	534	10, 226
6	1,347	7,835	129	73	4	423	9,811

②資格喪失

年度 区分	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計
R 4	1,091	6,046	232	402	3,690	670	12, 131
5	1,156	6,069	251	374	3,541	600	11,991
6	1, 255	5, 931	226	366	3,618	520	11,916

2 保険税

(1)税率及び賦課割合の推移

	✓ 区分		税率			賦課割合		課税限度額
年度		所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 %	平等割 %	円
	医療分	6.60	18,700	18,300	53.79	28.56	17.65	650,000
R 4	支援分	2.70	7,300	7, 200	53.90	28.41	17.69	200,000
	介護分	2.80	10,000	6,200	50.81	31.90	17.29	170,000
	医療分	6.50	19,700	18,300	52.48	29.83	17.69	650,000
5	支援分	2.60	7,800	7, 200	52.24	30.05	17.71	220,000
	介護分	2.60	10,000	6,200	49.22	32.89	17.89	170,000
	医療分	6.50	20,700	18,300	52.81	30.04	17.15	650,000
6	支援分	2.50	7,800	7, 200	52.80	29.57	17.63	240,000
	介護分	2.40	10,000	6,200	48.04	33.62	18.34	170,000

⁽注) 賦課割合は、基数調査日の賦課期日現在における一般被保険者分の限度超過額控除後(介護は全体分)。

(2)年度別収納状況

○現年課税 (単位:千円)

	_	区分	調定額	1世帯当たり	1人当たり	収入済額	還付未済額	不納	収入	居所不明者	収納率	
年度				(円)	(円)		(再掲)	欠損額	未済額	分調定額	決算	年報
		医療分	2,866,819	84, 485	56,388	2, 739, 111	7, 169	_	134, 877	_	95.55	95.30
		支援分	1, 123, 528	33, 110	22,099	1,071,068	1, 141	_	53,601	_	95.33	95.23
	般	介護分	405, 440	30,766	27,015	371,824	445	_	34,061	_	91.71	91.60
		小計	4, 395, 787	148, 361	105,502	4, 182, 003	8,754	_	222, 538	_	95.14	94.94
		医療分	_	_	-		_	_	_	_	_	_
4	退職	支援分	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_
4	職	介護分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		小計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		医療分	2,866,819	84, 485	56,388	2,739,111	7, 169	_	134, 877	_	95.55	95.30
	計	支援分	1, 123, 528	33, 110	22,099	1,071,068	1, 141	_	53,601	_	95.33	95.23
	äΙ	介護分	405, 440	30,766	27,015	371,824	445	_	34,061	_	91.71	91.60
		合計	4, 395, 787	148, 361	105, 502	4, 182, 003	8,754	_	222, 538	_	95.14	94.94
		医療分	2, 780, 633	84,626	57, 203	2,651,801	4, 949	_	133, 780	_	95.37	95.19
	_ [支援分	1,090,758	33, 196	22, 439	1,037,352	979	_	54, 385	_	95.10	95.01
	般	介護分	383, 462	29, 988	26, 367	350, 145	345	_	33,661	_	91.31	91.22
		小計	4, 254, 853	147, 771	106,009	4,039,299	6, 272	_	221,826	_	94.93	94.79
		医療分	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_
5	退	支援分	-	-	1	-	_	_	_	_	_	_
5	退職	介護分	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_
		小計	-	1	1	_	_	_	_	_	_	_
		医療分	2, 780, 633	84,626	57, 203	2,651,801	4, 949	_	133, 780	_	95.37	95.19
	. 1.≑	支援分	1,090,758	33, 196	22, 439	1,037,352	979	_	54, 385	_	95.10	95.01
	計	介護分	383, 462	29, 988	26, 367	350, 145	345	_	33,661	_	91.31	91.22
		合計	4, 254, 853	147,810	106,009	4,039,299	6, 272	_	221,826	_	94.93	94.79
		医療分	2, 798, 003	87,599	60,022	2,663,772	5, 275	59	139, 446	_	95.20	95.01
	_ [支援分	1,070,012	33,500	22, 954	1,018,596	875	23	52, 269	_	95.19	95.11
	般	介護分	366, 560	29, 127	25,707	336, 858	408	_	30,110	_	91.90	91.79
		小計	4, 234, 575	150, 203	108, 467	4,019,226	6,558	82	221,825	_	94.91	94.76
		医療分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
C	退	支援分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
6	退職	介護分	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		小計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		医療分	2,798,003	87,599	60,022	2,663,772	5, 275	59	139, 446	_	95.20	95.01
	<u>_,</u>	支援分	1,070,012	33,500	22, 954	1,018,596	875	23	52, 269	_	95.19	95.11
	計	介護分	366, 560	29, 127	25,707	336,858	408	_	30,110	_	91.90	91.79
	Ì	合計	4, 234, 575	150, 203	108, 467	4,019,226	6,558	82	221,825	_	94.91	94.76
							l	·	·	ı		1

⁽注)年報の収納率は、次により算出される。〔(収入済額-還付未済額)÷ (調定額-居所不明者分調定額)〕×100

⁽注)令和2年度以降の退職被保険者等は0人であり調定額は過年度課税分のため、1世帯(1人)当たりは算出しない。

⁽注)令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

⁽注) 令和3年度以降の収納率は、表中の数値により算出した。

○滯納繰越 (単位:千円)

Of the	11 4-1-1-				Smith Laborate	1				7 • 111/
年度	_	区分	調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	不納欠損額	収入未済額	居所不明者 分 調 定 額	収納率 決算	<u>(%)</u> 年報
		医療分	645, 384	130,018	257	44,923	470, 701	_	20.15	20.11
	1	支援分	230, 906	47,594	6	15,936	167, 382	_	20.61	20.61
	般	介護分	143, 341	29, 108	6	8,400	105,839	_	20.31	20.30
		小計	1,019,631	206,720	270	69, 259	743, 922	_	20.27	20.25
		医療分	4, 327	654	_	283	3,390	_	15.11	15.11
4	退職	支援分	896	110	_	102	684	_	12.28	12.28
4	職	介護分	1,204	114	_	93	998	_	9.47	9.47
		小計	6,427	878	_	477	5,072	_	13.66	13.66
		医療分	649,711	130,672	257	45, 206	474,091	-	20.11	20.07
	⇒I.	支援分	231,802	47,704	6	16,038	168, 066	_	20.58	20.58
	計	介護分	144, 545	29, 222	6	8, 493	106,836	-	20.22	20.21
		合計	1,026,058	207, 598	270	69,736	748, 993	-	20.23	20.21
	一般	医療分	599, 465	112, 423	132	58,998	428, 176	_	18.75	18.73
		支援分	218,681	41,774	12	20,747	156, 171	-	19.10	19.10
		介護分	138, 394	25, 101	3	11,226	102,070	-	18.14	18.14
		小計	956,539	179, 298	147	90,971	686, 417	-	18.74	18.73
		医療分	3,437	280	0	111	3,046	_	8.15	8.15
5	退職	支援分	684	52	0	28	604	1	7.60	7.60
υ	職	介護分	998	71	0	45	882		7.11	7.11
		小計	5,119	403	0	184	4,532	1	7.87	7.87
		医療分	602,902	112,703	132	59,109	431, 222	1	18.69	18.67
	≅L	支援分	219, 365	41,826	12	20,776	156, 775	1	19.07	19.06
	計	介護分	139, 392	25, 172	3	11,271	102, 952	1	18.06	18.06
		合計	961,658	179, 701	147	91,155	690, 949	1	18.69	18.67
		医療分	562, 168	99, 833	85	76, 595	385, 825	_	17.76	17.74
	1	支援分	210,046	37,458	31	27, 387	145, 231	1	17.83	17.82
	般	介護分	135, 962	21,681	27	16,467	97,841	1	15.95	15.93
		小計	908, 175	158, 972	143	120, 449	628, 898	_	17.50	17.49
		医療分		-	1	_	1	-	_	1
6	退職	支援分	_	_	-	_		_	_	_
O	職	介護分		_	l		ı	1	_	_
		小計	_	_	_	_	_	_	_	_
		医療分	562, 168	99,833	85	76, 595	385, 825	_	17.76	17.74
	弘上	支援分	210, 046	37, 458	31	27, 387	145, 231	_	17.83	17.82
	計	介護分	135, 962	21,681	27	16, 467	97,841	_	15.95	15.93
		合計	908, 175	158, 972	143	120, 449	628, 898	-	17.50	17.49

⁽注)年報の収納率は、次により算出される。〔(収入済額-還付未済額)÷(調定額-居所不明者分調定額)〕×100

⁽注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

⁽注) 令和3年度以降の収納率は、表中の数値により算出した。

3 保険財政

○年度別決算状況

【歳入】 (単位:千円)

科目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 国民健康保険税		4, 389, 600	4, 219, 000	4, 178, 198
2 使用料及び手数料		17	18	13
3国庫支出金		11, 186	9,585	42,008
4県支出金		16, 534, 301	16, 301, 235	16, 381, 319
5財産収入		70	70	684
6繰入金		2, 033, 847	2, 073, 022	1, 980, 833
7繰越金		1, 652, 432	1, 533, 647	1, 327, 612
8諸収入		71, 193	65,413	53, 348
歳入合計		24, 692, 646	24, 201, 989	23, 964, 015

【歳出】 (単位:千円)

年度 科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1総務費	414,601	437, 755	471,524
2保険給付費	16, 329, 139	16, 146, 371	16, 209, 154
3国民健康保険事業費納付金	6, 147, 356	6,017,456	5, 848, 822
4保健事業費	246, 465	246, 378	232, 280
5基金積立金	70	70	684
6公債費	1	I	ı
7諸支出金	21,369	26, 346	20, 195
8予備費			
歳出合計	23, 158, 999	22, 874, 377	22, 782, 659

4 保険給付費

(1)管内医療機関の状況

①施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	項目	施設数	病床数
病院	t	21	4, 176
一般診療所	有床	16	218
一	無床	235	1
歯科診	療所	130	
薬局		179	_

②医療機関の密度

(令和7年3月31日現在)

項目 区分	単位	被保険者数(人)	人口 (人)
病院診療所	1病院・診療所当たり	171	966
歯科診療所	1所当たり	359	2,022
病床	1床当たり	11	60
薬局	1局当たり	260	1,469

※基数

被保険者数 46,616人

人口 262,869人 (令和7年3月31日現在)

(2)保険給付内容等の変遷

	I'H I	J内谷寺の変彦
年度		給付内容等の改善状況
		国民健康保険事業開始
S 29	2	歯科補てつ、寝具給付
		助産費 1 件 500 円 葬祭費 1 件 500 円
		給付期間 2年 結核 3年
30	1	助産費 1件 1,000円(昭和34年4月から)
31	1	初診科、往診料給付
32	1	給付期間はすべて転帰となる。コルセット類給付
33	1	看護移送給付
2.6	1	給食給付、世帯主結核、精神病7割給付(昭和34年10月から)
36	2	葬祭費 1件 1,000円(昭和36年4月から)
37	1	助産費 1件 2,000円 (昭和37年12月から)
0.0	1	世帯員7割給付(昭和38年10月から)
38	2	葬祭費 1 件 1,000 円
		世帯員7割給付(昭和42年1月から)
41	•	(旧松川町、旧信夫村、旧吾妻町は昭和40年1月から)
	1	乳児 (1歳未満) 10割給付 (昭和 42 年 10 月から、旧吾妻町は昭和 44 年 4 月から)
		助産費 1件 3,000円(昭和42年10月から)
42		育児手当金 1 件 1,200 円 (昭和 42 年 4 月から、旧松川町、旧信夫村は昭和 41 年 4 月から、旧吾妻町
	Ü	は昭和39年4月から)
	1	助産費 1件 10,000円 (昭和45年9月から)
45		80 歳以上の高齢者 10 割給付(昭和 46 年 1 月から)
47	1	高齢者(80歳以上)の10割給付事業を一般会計へ移管(昭和47年4月から)
11	1	助産費 1件 12,000円 (昭和48年4月から)
		葬祭費 1件 5,000円 (// // // // //)
48		算に関する。
		乳児(1歳未満)10割給付事業を一般会計へ移管(昭和48年10月から)
		助産費 1件 20,000円 (昭和49年4月から)
49		葬祭費 1件 7,000円 ("")
43	3	高額療養費支給 被保険者 1 人 月 30,000 円(一部負担金)を超える分(昭和 49 年 7 月から)
	1	助産費 1件 40,000円(昭和50年7月から)
50	2	葬祭費 1件 10,000円 (昭和50年4月から)
30	3	高額療養費を口座振替とする。 (昭和50年4月から)
	1	高額療養費支給 被保険者1人 月39,000円(一部負担金)を超える分(昭和51年8月から)
51	2	助産費、葬祭費を口座振替とする。(昭和51年4月から)
	1	助産費、弁宗員と口座派首とする。 (昭和 51 平 4 万 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
52	2	高額療養費貸付制度を発足(昭和 52 年 4 月から)
53	1	高額療養費貸付事務を一般会計へ移管(昭和 53 年 4 月から) (国保年金課給付係から福祉課医療助成係へ)
54	1	助産費 1 件 80,000 円 (昭和54年12月から)
56	1	助産費 1件 80,000円 (昭和 34 年 12 月から) 助産費 1件 100,000円 (昭和 57 年 3 月から)
30		
E 7	1	高額療養費支給 被保険者 1人 月 45,000円 (一部負担金) を超える分 (昭和 57年 9 月から)
57	2	高額療養費支給 被保険者1人 月51,000円(一部負担金)(昭和58年1月から)
	1	(市民税非課税世帯は月39,000円(一部負担金)措置)
	1	高額療養費共同事業実施(昭和59年4月から)
	2	退職者医療制度実施(昭和59年10月から)
EO	3	高額療養費自己負担限度額の改正(昭和 59 年 10 月から)
59		○市民税非課税世帯 30,000円 ○ 世帯で30,000円 (末民税北部税出業31,000円) N.L.の会担が複数はいませんは入策して済用
		○一世帯で 30,000 円(市民税非課税世帯 21,000 円)以上の負担が複数生じた場合は合算して適用
		○一年間に4回以上支給される場合は、4回以降30,000円(市民税非課税世帯 21,000円)
C 0	1	○長期高額疾病 10,000 円 映充書 1 (4 120,000 円 (四年) (7 2 日から)
60	1	助産費 1件 130,000円(昭和61年3月から)
61	1	助産費 1件 15,000円(昭和61年4月から)
	2	高額療養費支給 被保険者1人 月54,000円(一部負担金)を超える分(昭和61年5月から)
63	1	高額医療費共同事業 1件 80万円以上(昭和63年度から)

年度					公	のお美化派	1				
十戊			変のみて	(亚成元年	給付内容等 6日から)	マル以音(人)	u .				
		自己負担		多数該当	0月かり)	世帯合算	多数	世帯合算		特定疾病	
H元	区分	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	13/2///13	
11/6	課税	54,000 円	円 57,000	円 54,000	30,000	円 33,000	円 30,000	円 54,000	円 57,000	円 10,000	
	非課税	30,000	31,800	21,000	22, 200	21,000	22, 200	30,000	31,800	10,000	
	1 高額療養	自己負担限度	額の改正(平成3年5	月から)						
	区分	自己負担限				世帯合算		世帯合算	74	特定疾病	
3		現行円	改正円	現行円	改正	現行円	改正円	現行円	改正円	円	
	課税	57,000	60,000	33,000	34,800	33,000	34,800	57,000	60,000	10,000	
	非課税	31,800	33,600	22, 200	23,400	22,400	23,400	31,800	33,600	10,000	
4	1 助産費 2 葬祭費	1件 240,000 1件 30,000) 円(平成 <i>·</i>) 円(4年4月か ")						
	1 高額療養	費自己負担限					E MI				
	区分	自己負担限用現行	芝額 改正	多数該当現行	改正	世帯合算 現行	多数 改正	世帯合算 現行	改正	特定疾病	
5	課税	円 60,000	円 63,000	円 34,800	77,200	円 34,800	円 37,200	円 60,000	円 63,000	円 10,000	
	非課税	33,600	35,400	23,400	•	23,400	24,600	33,600	35,400	10,000	
	1 出産育児	児一時金 1/ 費 1/	件 300,00	0円(平成	6年10月から	5)		•	<u> </u>		
6	2 葬 祭 3 入院時	質 1/ 食事療養の創	設・定額一	部負担の導	// 算入())				
7		1~2歳児)	10 割給付		7年10月から)					
8	1 高額療養費自己負担限度額の改正(平成8年6月から) ○市民税課税世帯 63,600円										
9	1 外来薬	削費別途負担	の創設(平	成9年9月	から)						
11	1 幼児10	割給付の1害	引上げ(1	~3歲児)(平成 11 年	7月から)					
12	○市民科 ○一般(○上位) 《過去 12 ヶ ○市民科 ○一上位) 2 入院時 2 1日 7	说非課税世帯の の方 63,600 所得者(基礎付 ・月以内に、同 党非課税世帯の の方 37,200 所得者 70,80 の食事療養費	の方 53,44 円+ (医所) 型件 型件 型の方 24,60 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	00円(現行 費-318,0 得が 670 万 「高額療養」 00円(現行 どおり) の改正(平 課税世帯/	00 円)×1% i円超)の方 費」の支給が4	121,800 円 4 回以上あ から)	+(医療った場合	費-609,00 、4回目か	0円)×1 ら》	. %	
13	1 幼児 10	割給付の就学	学前まで引き	生げ (13	年4月から)						
	1 出産資金 2 高額療	金貸付制度を養費自己負担	発足(平成 限度額のみ	14年4月; 正 (平成1	から) 4年10月から	,)					
	○課税†	世帯の合算基準	準額 30,00	00 円→21,					- A - L		
	7 (0歳以上(ネ	老健該当者	を除く)					全体		
			入院お	よび	4回目以	限度額	区分	各 12 ヶ月 1 回目から	3回目	4回目以降の限 度額(多数)	
	限度額区分	外来 (個人ごとに計算)	世帯ご限度	でとの 『 類 智	条の限度 質(多数)	上位所		139,80 なお、医療費が 69 えた分の 1%を加;	19,000 円を超	77,700円	
14	一定以上所得者	40,200円	72,30 なお、医療費 361,500 円を は、超えた分 加えます。	けが 超えた時	10,200円	一般世	±帯 🦠	72,300 32,300 なお、医療費が36 えた時は、超えた えます。)円 51,500 円を超	40,200円	
	一般世帯	12,000円	40, 20 24, 60	0円		市民税制		35, 400) 円	24,600	
 低所得者 I 8,000 円 24,600 円 一 世帯の方等 ○課税世帯の合算基準額 30,000 円→21,000 円 3 国民健康保険限度額適用証の発行(平成 14 年 10 月から) ○70 歳以上(老健該当者を除く)に低所得者 I、低所得者 Iの明記 4 入院時の食事療養費自己負担額の改正(平成 14 年 10 月から) ○低所得者 I の世帯 1 日 300 円 5 外来薬剤一部負担金の廃止(平成 15 年 3 月 31 日) 											

年度		 給	付内容等の改								
H15	一部負担金が3割 特例療養費の廃止 2 高額療養費の見直し 70歳未満自己負担額 一般=72,300円+	・部負担金の見直し(平成 I	. 01)							
18	○一般 260 円 ○非課税世帯及び低所: ○低所得 I 100 円 2 出産育児一時養費の 4 高原生活療自 4 高原以上の所得が 一定以上の所得が 一般 所 得 ○ ○70 歳以上の方(老人	90日を超える 件 350,000円(平成18年 創設(平成18年10月から 担限度額の改定(平成18年 ある方の「自己負担割合」 ある方 ・・・ [の 方	院 210 P 入院 160 P	3割負担 (変更なし)	老人医療を除く) 過去12ヶ月以内に 1回目から3回目 150,000円+ (医療費-500,000円)× 0,01 80,100円+ (医療費-267,000円)×0,01 53,400円 (変更なし)	4回目以降の限度額(多数) 83,400円 44,400円 24,600円 (変更なし)					
19	2 高額療養費の見直し ○70 歳未満の入院時の 平成 19 3 住民税課税世帯 の方 住民税非課税世帯	R代理制度発足(平成 19 年 ル(平成 15 年 4 月から)平 の医療費の現物給付化開始 医療機関に入院する 年 3 月まで)保険証)保険証)保険証)標準負担額減額認定証	成19年4月7 るときに必要	なもの(入院前に	r成 19 年4月から ウ保険証 ウ限度額適用 ・ ○保険証	認定書・標準負担額					
	 3 幼児から就学前 10 m	割現物給付を小学生まで引き	き上げ(平成	[19年10月から]							
20	1 幼児(3歳~就学前 2 入院時生活療養費の 3 医療・介護高額合算 4 出産育児一時金 1 ○産科医療補償制度未)の国保給付分を7割から 0負担対象年齢が65歳以上0 1制度の創設(平成20年4) 件 380,000円(平成21年 加入の医療機関での出産に	8割に引き」 に引き下げ(月から) F1月から) ついては350	上げ(平成 20 年 4 平成 20 年 4 月か ,000 円	.月から) ら)						
21	│ 出産育児一時金 1件	支払制度発足(受取代理制 <u>)</u> + 420,000 円(平成 21 年) 加 3 の医療機関での出産に	10月から)								
23	○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については 390,000 円 1 福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 ○10 割現物給付の対象年齢を中学生まで引き上げ(平成 23 年 10 月から) 2 震災に伴う一部負担金の免除実施										
24	1 限度額適用(標準負 2 福島市子ども医療助 3 特定健診において、 4 震災に伴う一部負担。 ○平成23年3月11日 5 震災に伴う特定健診	担額减額)認定証が入院時で 成事業の 10 割現物給付の対 クレアチニン検査(腎機能 金の免除実施 ~平成 26 年 2 月 28 日 原	のみ適用から †象年齢を 18 検査)を追加 発避難に伴う	、平成 24 年 4 月 歳まで引き上げ 。 ・免除	より外来でも適用。						

年度		終付	内容等の改善状況				
1/2	○平成 23 年 3 月 11 日	1金の免除実施(原発避難に作 ~平成 27 年 2 月 28 日 たた					
H25	平成 26 年 9 月 30 日まで 2 震災に伴う特定健診自己負担金免除(原発避難に伴う免除) ○平成 23 年 3 月 11 日~平成 27 年 2 月 28 日 ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、 平成 26 年 9 月 30 日まで						
26	1 高額療養費の見直し(平成 27 年 1 月から) ○70 歳未満の月額自己負担額の変更(低所得者層に配慮) 2 出産育児一時金の見直し(平成 27 年 1 月から) ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産について 404,000 円に引き上げ 3 震災に伴う一部負担金の免除実施(原発避難に伴う免除) ○平成 23 年 3 月 11 日~平成 28 年 2 月 29 日 ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成 27 年 7 月 31 日まで、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は平成 27 年 9 月 30 日まで。 4 震災に伴う特定健診自己負担金免除(原発避難に伴う免除) ○平成 23 年 3 月 11 日~平成 28 年 2 月 29 日 ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成 27 年 7 月 31 日まで、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は平成 27 年 9 月 30 日まで。						
27	1 震災に伴う一部負担: ○有効期限を1年間延 ただし、平成25年 難指示解除準備区域 た楢葉町の旧避難指	金の免除及び特定健診自己負 長し、平成29年2月28日と 度以前に指定が解除された旧 (等の上位所得層の被保険者/ 示解除準備区域等の上位所	担免除の実施(原発避難に伴う免隊 した。 緊急時避難準備区域等、平成 26 年 よ、平成 28 年 7 月 31 日まで、また 导層の被保険者は平成 28 年 9 月 30	条)			
28	○市民税非課税世帯の ○市県民税非課税世帯 2 震災に伴う一部負担 ○有効期限を1年間延 ただし、平成25年	(平成28年4月から) 方 90日までの入院 1 f 90日を超える入院 1 f で老齢福祉年金を受給されて をの免除及び特定健診自己負 長し、平成30年2月28日と ま以前に指定が解除された旧	いる方 1食 100円 (現行どお 扣免除の実施(原発避難に伴う免験	余) 度以前指定が解除された旧避			
	1 高額療養費自己負担 【70 歳以上の方の自己	限度額の改正(平成 29 年 8 月 2負担限度額】	目から)				
	区分	外来(個人単位)の限度 額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額 (多数)			
29	現役並み所得者	57,600円	80,100円(医療費-267,000円)×0.01	44.400 円			
29	一般世帯	14,000円 (年間 14.4万円上限)	57,600円	44,400 円			
	低所得者Ⅱ 低所得者 I	8,000円 8,000円	24,600 円 15,000 円	_			
	○有効期限を1年間延	長し、平成31年2月28日	担免除の実施(原発避難に伴う免除 こした。 或等の上位所得層の被保険者は、平				
	 高額療養費自己負担 【70 歳以上の方の自己 		月から)				
	所得区分(適用区分)	外来(個人単位)の限度 額	外来+入院(世帯単位)の限度額	4回目以降の限度額 (多数)			
	現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円+(医療費	の総額-842,000円)×0.01	140,100円			
30	現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以 上 690 万円未満)	167,400 円+(医療費	貴の総額-558,000円)0.01	93,000円			
30	現役並み所得者 I (課税所得 145 万円以 上 380 万円未満)	,	の総額-267,000円)×0.01	44,400円			
	一般世帯	18,000 円 (年間 14.4 万円上限)	57,600円	44,400 円			
	低所得者Ⅱ 低所得者 I	8,000円 8,000円	24,600 円 15,000 円				
	2 震災に伴う一部負担 ○有効期限を1年間延	金の免除(原発避難に伴う免 長し、令和2年2月29日と	除)	元年7月31日まで。			
R元	○令和元年 10 月 12 日 令和 2 年 3 月 1 日~ 2 震災に伴う一部負担: ○有効期限を 1 年間延 ただし、令和元年度	月1日を含む平成 28 年度以前	延長。 除)	者は、令和2年9月 30 日まで。 被保険者のうち上位所得層とな			

年度		給付内容等の改善状況
	1	震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除)
		○有効期限を1年間延長し、令和4年2月28日とした。
R 2		ただし、帰還困難区域等を除く、旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者は、令和3年7月31日まで。
	2	傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例の改正
		○新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給 ○適用期間は令和2年1月1日から令和3年9月30日まで。
	1	震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除)
		○有効期限を1年間延長し、令和5年2月28日とした。
		ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金
	2	令和3年2月に発生した福島県沖地震により被災した被保険者の一部負担金の免除実施
3		○令和3年2月13日~令和3年5月12日まで
	3	傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例施行規則の改正
		○適用期間は令和2年1月1日から令和4年6月30日まで。
	4	出産育児一時金の見直し(令和4年1月から)
		○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産について 408,000 円に引き上げ
	5	高額療養費貸付制度廃止(令和4年3月廃止)
	1	震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除)
		○有効期限を1年間延長し、令和6年2月29日とした。
		ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金
	2	令和4年3月に発生した福島県沖地震により被災した被保険者の一部負担金の免除実施
4		○令和4年3月16日~令和4年6月15日まで
	3	傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例施行規則の改正
		○適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日まで。
	4	出産育児一時金の見直し(令和5年4月から)
		○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については、488,000円に引き上げ
	1	震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除)
5		○有効期限を1年間延長し、令和7年2月28日とした。
		ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金
		平成26年までに避難指示が解除された地域の被保険者は、令和7年3月31日まで。
	1	震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除)
		○有効期限を1年間延長し、令和8年2月28日とした。
		ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金
		平成27年までに避難指示が解除された地域の被保険者は、令和8年3月31日まで。
	2	入院時の食事療養費自己負担額の見直し(令和6年6月から)
6		○市民税課税世帯の方 1 食 490 円
		○市民税非課税世帯の方 90 日までの入院 1 食 230 円
		○市民税非課税世帯の方 90 日を超える入院 1 食 180 円
		○市民税非課税世帯で、その世帯の各所得から必要経費・控除を差し引いた額が0円の方 1食 110円
	3	高額療養費の申請簡素化(令和6年12月から)
		○高額療養費の支給の申請を省略することができるようになった。

①療養給付費の状況(令和6年度)

	_	項目	件数	日数	費用額	受診率	1 件当	掌	開額(円)	
区分			(件)	(日)	(千円)	(%)	日数	1 件当たり	1日当たり	1 人当たり
		入院	11,644	181,510	6,858,908	25.0	15.6	589, 051	37,788	147, 136
	診	入院外	453, 535	601,517	6, 368, 366	972.9	1.3	14, 042	10,587	136, 613
÷п.	診療費	歯科	91,542	147,655	1,210,036	196.4	1.6	13, 218	8, 195	25, 958
一般 46,616		計	556,721	930,682	14, 437, 310	1, 194. 3	1.7	25, 933	15,513	309, 707
人		調剤	314, 766	(354, 203)	3, 902, 543	_	_	_	_	83,717
, .		・生活療養	(11,034)	(483, 564)	331, 311	_	_	_	_	7, 107
		問看護	2,960	18,627	214, 551	6.3	6.3	72, 483	11,518	4,603
		合計	874, 447	949, 309	18, 885, 715	1,875.9	1.1	21,597	19,894	405, 134
	- 4	入院	0	0	0	_	_	_	_	_
	診療費	入院外	0	0	0	_	_	_	_	_
\ □ π // /	費	歯科	0	0	0	_	_	_	_	_
退職 0		計	0	0	0	_	_	_	_	_
Š		調剤	0	(0)	0			_	_	_
		・生活療養	(0)	(0)	0	_	_	_	_	_
		問看護	0	0	0	_	_	_	_	_
		合計	0	0	0	_	_	_	_	_
	- A	入院	11,644	181,510	6,858,908	25.0	15.6	589,051	37,788	147, 136
	診療費	入院外	453, 535	601,517	6, 368, 366	972.9	1.3	14, 042	10,587	136,613
۸ / ۱	費	歯科	91,542	147,655	1, 210, 036	196.4	1.6	13, 218	8, 195	25, 958
全体 46,616		計	556,721	930, 682	14, 437, 310	1, 194. 3	1.7	25, 933	15,513	309, 707
人		調剤	314, 766	(354, 203)	3, 902, 543	_	_	_	_	83,717
		・生活療養	(11,034)	(483, 564)	331,311	_	_	_	_	7, 107
		問看護	2,960	18,627	214, 551	6.3	6.3	72, 483	11,518	4,603
		合計	874, 447	949, 309	18, 885, 715	1,875.9	1.1	21,597	19,894	405, 134

- (※)調剤の日数欄の数字は処方せん枚数のため合計に含めない。
- (※) 食事療養・生活療養の件数・日数は診療費に含まれるため合計に含めない。

②療養費の状況(令和6年度)

OM12034 - 1/1	CO (TO THE O T	~		(1 122 1 1 3/
項目 区分	件数 (件)	費用額	保険者負担分	一部負担金
一般	11,974	100, 164	73, 983	26, 244
退職	0	0	0	0
計	11,974	100, 164	73, 983	26, 244

③高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金の支給状況(令和6年度) (単位:千円)

(単位:千円)

項目	高額	療養費	移送費		出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
区分	件数(件)	(注 1) 金額	件数(件)	金額	件数(件)	(注2) 金額	件数(件)	(注3) 金額	件数(件)	金額
一般	29,465	1,983,610								
退職	0	0	0	0	86	33,878	320	16,000	0	0
計	29,465	1,983,610								

- (注1) 高額療養費は、高額介護合算療養費を含む。
- (注2) 出産育児一時金は、1 件 50 万円であるが、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については、48 万 8 千円である。 ただし、令和5年3月31 日以前に出産した場合は1 件 42 万円であり、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産に ついては、40 万 8 千円である。
 - 金額には、福島県国民健康保険団体連合会に支払う手数料を含み、差額未請求分は含めない。
- (注3) 葬祭費は、1件5万円である。

○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から旧老人医療制度に変わって新たに創設された制度。

対象者は、全ての 75 歳以上の方(一定の障がいを有する 65 歳以上の方で、広域連合の認定を受けた方を含む)。

運営は県内全ての市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行い、市は、保険料徴収業務と、窓口業務を行う。

(1)加入者数(年度平均 3~2月ベース)

(単位:人)

区分	まし口	表 人口 後期高齢者医療被保険者 加		加工到人	前	年比	
年度	市人口	75 歳以上	障害認定	計	加入割合	被保数	割合
令和4年度	271, 345	42, 162	1,322	43, 484	16.03%	882	102.07%
令和5年度	268, 613	43,715	1,250	44,965	16.74%	1,481	103.41%
令和6年度	265, 377	44,995	1, 162	46, 157	17.39%	1, 192	102.65%

(2)事由別異動状況(年度計 3~2月ベース)

(単位:人)

区分		資格取得				
年度 一	年齡到達	広域外転入	障害認定	生保廃止	計	
令和4年度	4,276	106	208	19	4,609	
令和5年度	4,070	79	206	36	4, 391	
令和6年度	4,215	100	189	27	4,531	
区分		資格	喪失		<u></u>	
年度	死亡	資格! 広域外転出	喪失 障害撤回	生保開始	計	
年度 令和4年度	死亡 2,962		**	生保開始 86	計 3,140	
年度		広域外転出	障害撤回			

(3)保険料額(各年度当初賦課額)

(単位:円)

区分	保険料率			保険料額		
年度 一	均等割額	所得割額	限度額	調定額	1人当たり保険料	
令和4年度	44,300	8.48%	660,000	2, 984, 638, 400	68, 554	
令和5年度	44,300	8.48%	660,000	3,083,581,300	68, 283	
令和6年度 ※	45,900	8.98%	800,000	3, 404, 232, 700	73,508	

※賦課のもととなる所得が58万円以下の場合は所得割額8.64%、令和6年3月31日以前に資格取得した方は限度額73万円

保険料は原則として年金から天引きされる。ただし、年金額が年額 18 万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金額の 1/2 を超える場合は納付書により納付する。

(4)療養給付費の状況

区分	件数	日数	費用額	受診率	1	費用額(円)	
年度	(件)	(日)	(千円)	文砂学	1件当たり	1日当たり	1人当たり
令和4年度	1, 270, 944	1,617,073	35, 096, 175	2,922.79%	27,614	21,704	807, 105
令和5年度	1, 316, 446	1,649,266	36, 496, 700	2,927.71%	27,724	22, 129	811,669
令和6年度	1,348,336	1,680,409	37, 934, 929	2,921.20%	28, 135	22,575	821,867

※受診率、1人当たり費用額は、各年度の年間平均被保険者数で除しています。

(5)療養費等の状況

区分	療養費				葬祭費		
年度	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	
令和4年度	16,685	250, 914	81,367	1, 476, 544	2,810	140, 500	
令和5年度	17,414	263, 567	125, 167	1, 914, 273	2,875	143, 750	
令和6年度	17,486	276, 747	130,566	2,056,808	2,918	145, 900	

(6)制度沿革

年度	制度の沿革
H20	・後期高齢者医療制度の施行 ・一部負担 1割(現役並み所得者は3割) 現役並み所得者(課税所得 145 万円以上、または被保険者複数世帯 520 万円以上もしくは被保険者単身世帯で 383 万円以上の収入がある場合。) ・保険料の軽減 低所得世帯への均等割額の軽減 ①7割軽減…所得金額が 33 万円以下 ②5割軽減…所得金額が 33 万円+(24.5 万円×被保険者数)以下 (※被保険者である世帯主を除く) ③2割軽減…所得金額が 33 万円+(35 万円×被保険者数)以下 ・激変緩和措置 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料の軽減被保険者となった月以降2年を経過する月まで、所得割0円、均等割5割軽減・一部改正 ①均等割7割軽減→8.5割軽減 ②基礎控除後の総所得金額等が58 万円以下→所得割 5割軽減 ③被扶養者であった者の均等割5割軽減→9割軽減 ・特別徴収を条件付きで口座振替が可能に(年金収入180 万円以上、過去国保滞納無し)
21	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その他の各種所得が無い)の世帯を、9割軽減とする特例措置を追加 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・原則全ての被保険者が、申し出により特別徴収から口座振替の選択が可能に
22	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・高齢者の医療の確保に関する法律一部改正 被用者等保険者について、後期高齢者支援金の1/3を総額報酬で算定 財政安定化基金について、保険料引上げ抑制財源とすることが可能に ・「高齢者医療制度改革会議」において新たな制度の具体的あり方の検討開始 (平成22年12月20日 最終取りまとめ) 新たな制度の基本骨格 ①制度を年齢で区分せず、現役世代と同じ医療保険に加入する。 ②国保を2段階に分け、都道府県単位の運営とする。
23	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除実施 ・「社会保障と税の一体改革案」 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定) 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援 金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)
24	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除実施 原発事故に伴うもの 25 年度分まで、それ以外のものは平成 24 年 9 月まで ・保険料賦課限度額の引上げ 50 万円→55 万円 ・住民基本台帳法の改正に伴う外国人の後期高齢者医療の適用 ・高額療養費における外来診療の現物給付 ・社会制度改革推進法(平成 24 年 8 月)に基づく「社会保障制度改革国民会議」による検討開始
25	 ・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ・社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日) 医療保険制度改革 ①財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 ②医療給付の重点化・効率化(療養の範囲の適正化等) ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の促進に関する法律」施行

年度	制度の沿革
H25	・ペイジー口座振替受付サービスを 10 月より開始
26	 ・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(24.5万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(45万円×被保険者数)以下 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り
27	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(26万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(47万円×被保険者数)以下 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り ・コンビニエンスストア収納開始
28	 ・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(26.5万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(48万円×被保険者数)以下 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・医療保険制度改革関連法により入院時食事療養費等の改定 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
29	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(27万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(49万円×被保険者数)以下 ・所得割に係る軽減率の見直し(軽減率:5割→2割) ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し(均等割軽減率:9割→7割) ・高額療養費自己負担限度額の見直し(平成29年8月より) 東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
30	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(27.5万円×被保険者)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(50万円×被保険者数)以下 ・所得割に係る軽減率の見直し(軽減率:2割→本則<軽減なし>へ) ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し(均等割軽減率:7割→5割) ・保険料賦課限度額の見直し(57万円→62万円) ・高額療養費自己負担限度額の見直し(平成30年8月) ・住所地特例の見直し(平成30年4月より国民健康保険の規定により住所地特例を受けている者が年齢到達又は従前の住所地の広域連合による障害認定をうけ後期高齢制度に加入する場合、住所地特例の適用も引き継ぐ) ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り
R元	 ・低所得者に対する保険料軽減措置の見直し ①9割軽減…令和元年10月より本則(7割軽減)とし通年で8割軽減 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(28万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(51万円×被保険者数)以下 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し(均等割軽減率:5割→資格取得後2年間5割軽減、以降本則へ) ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り

年度	制度の沿革
R元	・令和元年台風第 19 号被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除 ・新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免
2	 ・低所得者に対する保険料軽減措置の見直し ①8.5割軽減…令和2年10月より本則(7割軽減)とし通年で7.75割軽減 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大 ①5割軽減…所得金額が33万円+(28.5万円×被保険者数)以下 ②2割軽減…所得金額が33万円+(52万円×被保険者数)以下 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施開始 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り ・令和元年台風第19号被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除(9月30日まで) ・新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免
3	・保険料軽減に係る所得基準の拡大(下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算) ① 7割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×被保険者数以下 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り・新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免延長・スマートフォンアプリ収納開始
4	 ・保険料軽減に係る所得基準の継続(下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算) ① 7割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×被保険者数以下 ・10月より窓口負担割合2割導入※3年間の激変緩和措置有り(令和7年9月30日まで) ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り ・新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免延長
5	 ・保険料軽減に係る所得基準の拡大(下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算) ① 7割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円×被保険者数以下 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り。 ※令和5年度以降、段階的に終了し、国で示した区域ごとに免除割合の変更・廃止を実施。
6	・保険料軽減に係る所得基準の拡大(下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算) ① 7割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×被保険者数以下 ・東日本大震災被災者(避難指示区域等)への保険料減免、窓口一部負担金免除延長※旧避難指示区域等では所得制限有り。※令和5年度以降、段階的に終了し、国で示した区域ごとに免除割合の変更・廃止を実施。・マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の新規発行の廃止

○国民年金

1 拠出制国民年金

(1)種類・年金額・支給の条件

(令和7年4月1日現在)

項目 区分	年金・給付金額(年額)	支給の条件
老齢基礎年金	満額で831,700円(69歳以下) 829,300円(70歳以上) (保険料未納・免除・合算対象期間等があれば、 その期間により減額される。)	・保険料を納めた期間と免除を受けた期間及び合算対象期間をあわせて 10 年以上あること。 ・65 歳に達したこと。(希望によっては 60 歳から)
障害基礎 年金	1級障害=1,039,625円(69歳以下)+子の加算額 1,036,625円(70歳以上)+子の加算額 2級障害=831,700円(69歳以下)+子の加算額 829,300円(70歳以上)+子の加算額 子の加算額・・・・・1人目239,300円 2人目239,300円 3人目以降1人につき79,800円	①第1号被保険者期間中または20歳前に初診日がある病気やケガで障がい者になったとき。 ②被保険者であった人で、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やケガで障がい者になったとき。 ③初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に1/3を超える保険料の未納がなく、障害認定日に障害等級に該当すること(初診日が令和18年3月末日までのときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことでもよい)
遺族基礎年金	〈子のある配偶者が受ける年金〉 基本額 831,700 円(69 歳以下)+子の加算額 829,300 円(70 歳以上)+子の加算額 子の加算額・・・・・1 人 239,300 円 2 人 239,300 円 3 人目以降 1 人につき 79,800 円 〈子が受ける年金〉 基本額 831,700 円+子の加算額 子の加算額・・・・・1 人 0 円 2 人 239,300 円 3 人目以降 1 人につき 79,800 円	次の①~④の人が死亡し、その人によって生活を維持されていた 18 歳到達年度の末日までにある(障がい者は 20 歳未満)子のある配偶者または子。ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に 1 / 3 を超える保険料の未納がないとき。 (死亡日が令和 18 年3月末日までのときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことでもよい)①第1号被保険者②第1号被保険者であった人で、国内在住中の、60 歳以上65歳未満の人3老齢基礎年金の受給資格期間として25年を満たした人
寡婦年金	夫が受けられる老齢基礎年金額の3/4	保険料を納めた期間(第1号被保険者の期間)と 免除を受けた期間を合わせて10年以上ある夫(婚 姻期間10年以上)が老齢基礎年金・障害基礎年金 を受けずに死亡したとき。 原則として、婚姻期間が10年以上ある、生計を維 持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間 支給。
死 亡一時金	保険料納付済月数等 金額 75.6 月以上 180 月未満 120,000 円 180 月以上 240 月未満 145,000 円 240 月以上 300 月未満 170,000 円 300 月以上 360 月末満 220,000 円 360 月以上 420 月未満 270,000 円 420 月以上 320,000 円	第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の期間について次の①~④を合算した月数が36月以上ある人が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金・寡婦年金を受けられないとき。 ①保険料納付済期間の月数 ②保険料4分の3納付月数は4分の3月 ③保険料半額納付月数は2分の1月 ④保険料4分の1納付月数は4分の1月

障害基礎年金1級相当に該当する方 月額 56,850 円 障害基礎年金2級相当に該当する方 月額 45,480 円

特別障害 給付金

国民年金に任意加入していなかったために、障害 基礎年金等が受けられなかった方が対象。

①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象で あった学生

②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入であっ た被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配

であって、当時、任意加入していなかった期間内 に初診日があり、現在障害基礎年金の1級または 2級の障害の程度にある方。ただし、65 歳に達す る日の前日までに当該障害状態に該当された方。

- ○加入可能年数は昭和 36 年 4 月 1 日以後の 20 歳~60 歳未満の期間(生年月日によって 25 年~40 年)
- ○付加年金制度に加入すると、期間に応じて老齢基礎年金に加算されて支給される。 ○付加保険料納付のとき……200 円×付加保険料納付月数
- ○大正 15 年4月1日以前生まれの人で、老齢年金、通算老齢年金を受けている人(これから受けられる人)、昭和61年3月31日以前に障害年金の受給権が発生している人は、旧法による年金が支給される。

(2) 現存被保険者数、付加年金被保険者数及び保険料免除者数

(各年度末現在)

\	現存被保険者数				付加生	F金被保险	食者数 付加年金加入率		归吟似在	免除率
年度別	総計	第1号 (A)	任意加入 (B)	第3号	強制	任意	計 (C)	$\frac{(C)}{(A+B-D)}$	保険料免 除者数(D)	(D) (A)
R 4	39, 465	25,675	256	13, 534	93	1,281	1,374	10.5	12,830	50.0
5	38, 383	25, 343	277	12, 763	104	1,267	1,371	10.4	12,478	49.2
6	36,830	24,864	243	11,723	112	1,233	1,345	10.6	12,442	50.0

(3) 給付状況

○基礎年金の給付の状況

(各年度末現在)

		p 10 C					, , ,	/2 4 1 / 2 1 / 2	
区分		総数		老齢		障害	遺族		
年度別	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
R 4	86,822	60, 188, 775	80,934	55, 207, 498	5, 339	4,557,600	549	423,677	
5	87, 263	61,838,599	81,344	56,731,762	5, 389	4,687,198	530	419,639	
6	87,656	63, 975, 447	81,640	58,653,283	5, 487	4, 888, 924	529	433, 240	

○旧法年金の給付の状況

(各年度末現在)

区分	総数		Ī	老齢	通	通算老齢		障害	
年度別	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
R 4	1,044	392,730	516	222, 920	442	93, 392	86	76,418	
5	820	324, 536	408	178,814	330	71,208	82	74,514	
6	658	269, 875	325	143, 422	257	55,652	76	70,801	

○その他の給付

(各年度末現在)

_`		マンルローコ				
ſ	区分	寡婦		特別障害者給付金		
	年度別	件数	年金額	件数	金額	
	R 4	件 16	千円 6 , 113	件 30	千円 8,762	
	5	13	5, 261	18	7,844	
I	6	16	6,719	17	7,789	

○移住・定住の促進

1 主な移住定住支援事業

移住コーディネーター1名を配置し、庁内及び関係機関と連携し、移住検討から移住後のサポートをしています。

事業名	事業内容	補助額等
移住ワンストップ相談窓口	移住希望者又は移住者の暮らし・仕 事・住まいや支援制度などの相談を ワンストップで受付	-
福島市移住希望者宿泊費補助金	移住希望又は移住準備のために本市 へ来訪した方が市内に宿泊をした際 の宿泊費の一部を支援	宿泊費 1/2(5,000 円上限) ※福島県の「ふくしま移住希望者 支援交通費補助」対象者
お試し移住(プレ移住サポート事業)	移住希望者を対象に、暮らしを体験 しながら滞在する宿泊費等の一部を 支援	2 泊以上 13 泊までの宿泊費等の 1/2 もしくは3,000円/日上限
UIJターン移住支援事業	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及 び神奈川県)から本市に移住し、福 島県就業マッチングサイトの移住支 援金対象企業に就業した方など、一 定の要件に該当する方を支援	①単身世帯:60 万円 ②複数世帯:100 万円 +子ども加算 100 万円/人
移住引越支援金	市外から本市へ移住した方(転勤、 就学等による場合は除く)を支援	引越費用 1/2 以内補助 ・県外からの移住世帯:10 万円上限 ・県内からの移住世帯:5 万円上限
UIJ などターン保育士等就 労支援補助金	県外から転入し、市内の私立の認可保育施設等で、保育士、幼稚園又は保育教諭として就労する方の引越費用等を支援	補助最大 20 万円 対象経費:住宅取得費用、住宅賃貸 借費用、移転費用、移動費用、被 服費用、通勤用車両購入費用等
湯めぐりパスポート	一定の要件を満たした移住者に対し、市内公衆浴場を無料で利用できるパスポートを贈呈(移住フェア等参加者、市営住宅入居者、空き家バンク入居者、新規就農者、出会いの場成婚者、結婚新生活支援事業県外移住者等)	利用できる公衆浴場 ・飯坂温泉:鯖湖湯・波古湯 ・高湯温泉:あったか湯 ・土湯温泉:中之湯
結婚新生活支援事業	一定の要件を満たした新婚世帯など に対し、新生活に伴う住居費用を支 援	【スタートアップ支援】 ①住宅購入・リフォーム費用:最大30万円 ②賃貸住宅初期費用・引越費用:最大15万円 【家賃支援】 ①家賃と共益費:月額1/2の額(月2万円上限)
移住者向け市営住宅	UIJ ターン等により本市への移住を 希望する方に市営住宅(地域対応活 用住宅)の貸し出し	対象住宅:土湯団地 家賃:所得に応じた額 入居期間:1 年間(最長 2 年間)
広報推進事業	本市への移住・定住の推進と関係人口創出のため、本市の魅力、移住者インタビューなど Web サイトや SNS を用いて情報発信	移住応援サイト「ふくがましまし ふくしまし。」 Instagram「ふくしま days」

2 移住者数、移住相談件数

(単位:人、世帯、件)

							\ I I	<u> </u>	11-1
年 度	H28	H29	Н30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
移住者数	7	10	12	28	71	254	373	470	472
移住世帯数	3	6	4	12	37	141	210	269	287
移住相談件数	70	95	67	125	155	196	292	322	310

[※]移住者数は、本市の移住支援事業等を活用し転入した方

○国内・国際交流

1 国内交流 本市では、国内各都市との交流を図り、市民同士の交流を促進することで関係人口の拡 大を目指しています。

【国内各都市と主な交流内容】

【国内各都市と王な父流	引谷】
都市名	主な交流内容
東京都荒川区東京都荒川区	 ・昭和19年から20年にかけて、福島市内の各地で区内の学童疎開を受入れたことが縁で交流が開始。 ・平成18年「災害時における相互応援に関する協定」、平成28年「荒川区・福島市友好都市協定」をそれぞれ締結。 ・荒川区のイベント「川の手荒川まつり」や「交流都市フェア」、「伝統技術展」への出展。 ・果物のトップセールスを実施。 ・「純米吟醸あらかわ」の酒米田植え・稲刈り体験及び区内での販売。
【パートナーシティ都市】 愛知県豊橋市	・古関裕而・金子夫妻をモデルとした NHK 朝の連続テレビ小説放映実現に向けた取組みが縁で交流が開始。 ・令和5年2月9日「豊橋市・福島市のパートナーシティ協定」締結(古関裕而・金子夫妻入籍日)。 ・ふくしま花火大会で豊橋手筒花火を披露。 ・ええじゃないか豊橋まつりで福島わらじまつりを披露。 ・果物のトップセールスを実施。 ・職員の相互派遣による人事交流を実施(令和5年度~)。
【交流都市】 山口県山口市	・平成10年に本市在住の詩人、和合亮一氏が中原中也賞を受賞し、平成19年に「中也生誕100年祭」を本市で開催したことが縁で交流が開始。 ・平成25年「災害時相互応援協定」締結。 ・東日本大震災に伴い、山口市より応援職員を派遣。その後職員の相互派遣による人事交流を実施(平成30年度~)。 ・本市よりハナモモを送付。 ・果物のトップセールスを実施。 ・山口市のイベント「あぐまる山口」への参加
【交流都市】 長崎県長崎市	・古関裕而氏と長崎市の医学博士で随筆家の永井隆氏との交流があったことから、相互の記念館で所蔵品の貸借を行ったことが縁で交流が開始。 ・平成25年「災害時相互応援協定」締結。 ・東日本大震災に伴い、長崎市より応援職員を派遣。その後職員の相互派遣による人事交流を実施(平成30年度~令和3年度)。 ・長崎市の天然記念物のクスノキ植樹。 ・果物のトップセールスを実施。

2 国際交流 本市では、国籍の違いや多様な言語・文化・習慣そして価値観があることを、市民一人 ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らし ていくことを目的に、多文化共生を推進しています。 令和2年に「多文化共生のまち福島 推進指針」を策定し、福島市国際交流協会を中心 に関係団体と連携し、多様性を尊重するまちを目指しています。

【国際交流及び多文化共生の推進に関する主な事業】

事業名	主な事業内容
国際交流員 (CIR) の配置	・定住交流課内に、国際交流及び多文化共生活動に従事する国際交流員を配置。・英会話講座、国際理解講座、翻訳及び情報発信事業等を実施。
外国人生活相談事業	・本庁1階に外国人生活相談窓口を設置。 ・専門の相談員を配置し、外国人向け生活ガイドブック「KORANSHO GUIDE」や多言語パンフレット等の配布、多言語翻訳機等の活用によ る生活相談の対応を実施。
結・ゆい・フェスタ	・福島市国際交流協会、民間事業者、JICA、外国人コミュニティ等が連携し、中心市街地でゴールデンウィークに多国籍の飲食、民芸品等の販売、ワークショップ、ステージ発表等を実施。 ・様々な団体が一堂に会し、各国の特色ある文化に触れることができるイベントの開催により多文化共生と多様性を認め合う社会の推進を図る。
結アンブレラスカイ	・たくさんの色の傘を並べて展示し、国籍や文化、言語、性別、宗教等の違いがあっても認め合う姿を表現。 ・各イベントでの展示や、関係団体等への貸出により多文化共生への意 識醸成を図る。
多文化共生推進事業	・多文化共生に関する出前講座を実施。 ・外国人と日本人を対象に、防災の知識を学びながら「やさしい日本 語」による呼びかけを実施。 ・各国の食を通じた講座を実施し、国際理解の推進を図る。
広報事業	・外国人を対象に、市内の観光名所の紹介、「やさしい日本語」の普及 及び防災・災害情報の提供等を SNS で発信。
福島市多文化共生センター「Yuiverse」事業	・外国人の孤立を防ぎ、外国人同士及び外国人と日本人の交流促進場として運営。 ・英会話講座、各国の料理教室、外国人ビジネスマナー講座など多彩なイベントを開催するとともに、出張版外国人生活相談窓口も実施。 ・外国人の就職を支援するため「外国人求職サポート窓口」を開設。